

# 業務委託契約書

1 業務名 地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務

2 履行場所 指定しない

3 履行期間 契約締結日から

令和9年3月31日 まで

4 ①委託料 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

(内訳)	地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務	金	円
	人材育成研修会	金	円
	一般管理経費	金	円

5 契約保証金 \_\_\_\_\_

6 特約事項

業務委託契約約款（以下「約款」という。）の規定を適用する。

- (1) 約款第30条第1項の規定については、次のとおり読み替えるものとする。  
「受注者は、業務を完了したときは、実績報告書を発注者に提出しなければならない。」
- (2) 約款第30条第2項の規定については、次のとおり読み替えるものとする。  
「発注者は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に業務の成果がこの委託の内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。」
- (3) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、上記4の委託料の全部又は一部を概算払することができる。その場合は、あらかじめ概算払計画書を提出し、発注者の承認を得なければならない。
- (4) 受注者は、(3)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、(3)の規定により概算払を受けたときは、(2)の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- (6) 受注者は、(5)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- (7) 受注者は、この業務について、業務委託契約書のほか、「地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業業務委託仕様書」、「地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業業務処理要領」に従って業務を履行するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住所

氏名

受注者 住所

氏名